

平成27年12月17日

第418回白石市議会定例会議案

(その2)

第97号議案

白石市と宮城県の間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、別紙規約により行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の事務を宮城県に委託することについて、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月17日

白石市長 風間康静

白石市と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約

(第三者機関の事務の委託)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、白石市は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関（以下「第三者機関」という。）の事務を宮城県に委託する。

(委託事務の管理及び執行方法)

第2条 第三者機関の事務の管理及び執行については、宮城県の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(委託事務に関する経費の負担等)

第3条 第1条の規定により宮城県が委託を受けた事務の処理に要する経費は、白石市が負担する。

2 前項の経費の算定の方法並びに交付の方法及びその時期は、白石市と宮城県が協議して定める。

(補則)

第4条 宮城県知事は、第三者機関の事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに白石市長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、第三者機関の事務の委託に関し必要な事項は、白石市と宮城県とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。